魅力あるまちづくり

上重原地区計画

『活気あるみどりゆたかな交流のまち』をめざして

決定　平成6年5月25日知立市告示第39号

知　　立　　市

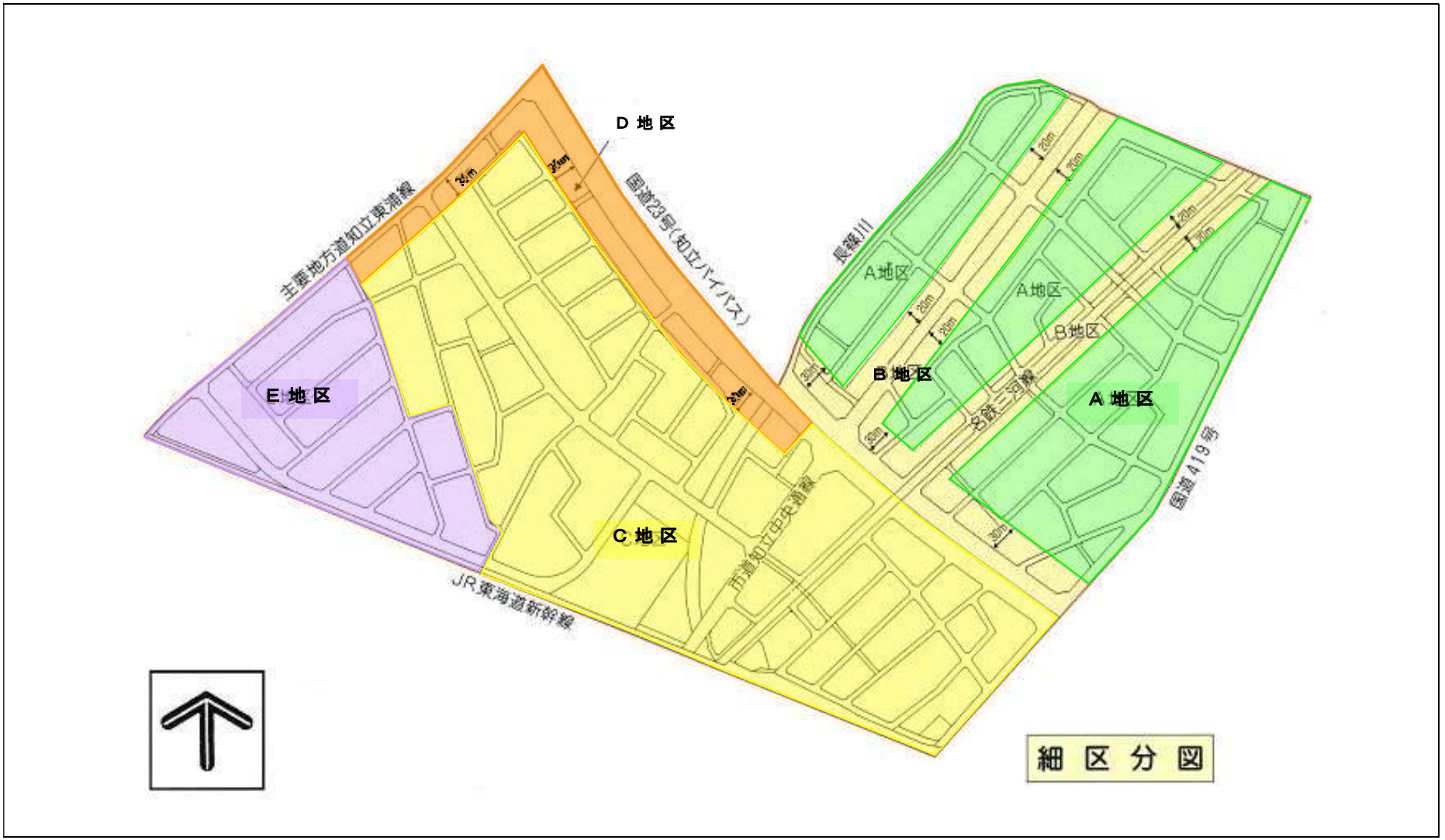
地区整備計画の内容

名　　称		上重原地区計画
位　　置		知立市上重原一丁目から六丁目まで及び東上重原三丁目から五丁目までの各全部 知立市東上重原一丁目、二丁目、及び六丁目並びに上重原町の各一部
面　　積		約 50．4ｈａ
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は市の西部に位置し、地区交通の軸となる３路線の都市計画道路のうち名豊線上重原Ｉ・Ｃは交通の拠点となっているほか名鉄三河線重原駅からは１ｋｍ圏内にある。 このように、交通条件に恵まれた市街地近郊の住宅地において知立上重原特定土地区画整理事業の効果を維持、向上し、秩序ある市街化を計画的に誘導するため、敷地の細分化等による居住環境の悪化の防止、建築物等の規制誘導を行い、近郊住宅地にふさわしい居住環境と良好な市街地の形成を目標とする。
	土地利用の方針	本地区は住居系の土地利用の発展を目標とし、近郊住宅地にふさわしい居住環境の形成を図る。また、ＪＲ東海道新幹線沿いの工業系については住宅地の環境を損なわない建築物等の規制誘導を行い、住・工の共存を図る。さらに、地区を５つの地区に細分化し、居住環境及び合理的な土地利用の維持、向上を図る。 Ａ地区　良好な住宅地として居住環境の形成を図る。 Ｂ地区　幹線道路、名鉄三河線沿いであり、生活関連サービス地区として地区住民の利便性を図るとともに、周辺地区と調和する居住環境の形成を図る。 Ｃ地区　地区住民の利便性を図りつつ住宅地にふさわしい居住環境の形成を図る。 Ｄ地区　名豊線上重原Ｉ・Ｃに接する幹線道路沿いであり、沿道サービス系の土地利用を配慮しつつ居住環境の形成を図る。 Ｅ地区　住宅地及び工業地の共存を図りつつ周辺地区と調和する居住環境の形成を図る。

<table>
<tr><td rowspan="2">区画の整備・開発及び保全の方針</td><td>建築物等の整備の方針</td><td colspan="6">市街地近郊住宅地として、居住環境を損なわないよう区域を将来の土地利用に合わせて５地区に分け、必要に応じ建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限を行い、良好な居住環境の形成とその維持、保全を図る。
Ａ地区　良好な住宅地として、居住環境の保全を配慮した規制誘導とする。
Ｂ地区　生活関連サービス地区として、周辺の住宅地と調和する居住環境の保全を配慮した規制誘導とする。
Ｃ地区　地区住民の利便性を図りつつ住宅地としての居住環境を保全するため、住宅地にふさわしい建築物の用途を配慮した規制誘導とする。
Ｄ地区　周辺地区の居住環境の保全を配慮した規制誘導とする。
Ｅ地区　住宅地及び工業地の共存を図りつつ周辺地区の居住環境の保全を配慮した規制誘導とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地区整備計画</td><td rowspan="6">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の細区分</td><td>名称</td><td>Ａ地区</td><td>Ｂ地区</td><td>Ｃ地区</td><td>Ｄ地区</td><td>Ｅ地区</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>１３．０ha</td><td>６．８ha</td><td>２１．５ｈａ</td><td>３．３ｈａ</td><td>５．８ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の用途の制限</td><td>建築基準法別表第二（は）項に掲げる建築物以外は建築してはならない。</td><td>建築基準法別表第二（ほ）項第２号及び第３号並びに（に）項第３号から第８号に掲げる建築物は建築してはならない。</td><td>建築基準法別表第二（ほ）項第２号から第４号並びに（に）項第３号から第６号に掲げる建築物は建築してはならない。</td><td>建築基準法別表第二（に）項第４号に掲げる建築物は建築してはならない。</td><td>建築基準法別表第二（に）項第４号並びに（り）項第３号及び第４号に掲げる建築物は建築してはならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="5">１６０㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の壁面位置の制限</td><td colspan="5">・道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離は１ｍ以上とする。
・隣地境界線から外壁等間の距離は０．５ｍ以上とする。
・建築物の壁面の位置の制限のうち、物置、車庫その他これらに類する建築物等で、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。
（１）外壁を有しないもの。
（２）軒の高さが２．５ｍ以下で、かつ、後退距離の限度を満たない部分の床面積の合計が１０㎡以内のもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">かきまたはさくの構造の制限</td><td colspan="5">・道路、公園又は緑地に接する敷地境界線から１ｍ未満に設置するかき又はさくは、生垣あるいは透視性（透視率５０％以上）のフェンス・鉄柵等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが０．６ｍ以下のもの又は門柱にあってはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="5">建築物等の用途制限の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号）第２条の規定による改正後の建築基準法別表第二及びこれに係る施行令の規定による。</td></tr>
</table>

「区域、地区の細区分は計画図表示のとおり。」

計　画　図


D 地 区
主要地方道知立東浦線
国道23号(知立バイパス)
長篠川
A地区
A地区
B地区
B 地 区
A 地 区
E 地 区
C 地 区
名鉄三河線
市道知立駅北通線
国道419号
JR東海道新幹線
細 区 分 図

建築物の用途の制限

地区の細区分	名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
	面積	１３．０ｈａ	６．８ｈａ	２１．５ｈａ	３．３ｈａ	５．８ｈａ
用途地域		第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準工業地域
地区計画許容建築物		第一種中高層住居専用地域適格建築物	第一種住居地域適格建築物 ・1500 ㎡～3000㎡の店舗、事務所､火薬石油類の貯蔵･処理量が少ない施設およびボウリング､スケート、水泳場、ホテル、旅館、自動車教習所、15 ㎡を越える畜舎は除く	第一種住居地域適格建築物 ・ボウリング、スケート、水泳場、ホテル、旅館、自動車教習所、15㎡を越える畜舎は除く	第二種住居地域適格建築物 ・ホテル、旅館は除く	準工業地域適格建築物 ・ホテル、旅館、キャバレー､料理店、ナイトクラブ､ダンスホールは除く

建築早見表（Ｐ１０）を参照してください。

① 建築物の敷地面積の最低限度

160㎡

※ 下記の条件すべてに当てはまる場合、適用除外となることがあります。
① 地区計画決定前（平成6年5月25日）及び仮換地指定時（平成6年9月6日）に160㎡を満たしていない。
② 上記時点において、既に建築物の敷地として土地利用をしている。

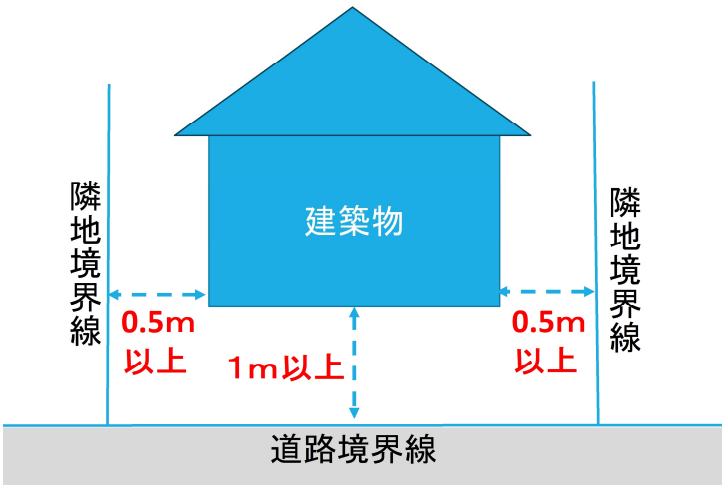
（ 知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第5条 より ）

② 建築物の壁面位置の制限

- **道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離は１m以上とする。**
- **隣地境界線から外壁等間の距離は０．５m以上とする。**
- **建築物の壁面の位置の制限のうち、物置、車庫その他これらに類する建築物等で、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。**
 （１）外壁を有しないもの。
 （２）軒の高さが２．５m以下で、かつ、後退距離の限度を満たない部分の床面積の合計が１０㎡以内のもの。

壁面の位置制限は、建築物等の外壁面又はこれらに代わる柱の面までの距離で測ります。（壁や柱の芯までの距離ではありません。）

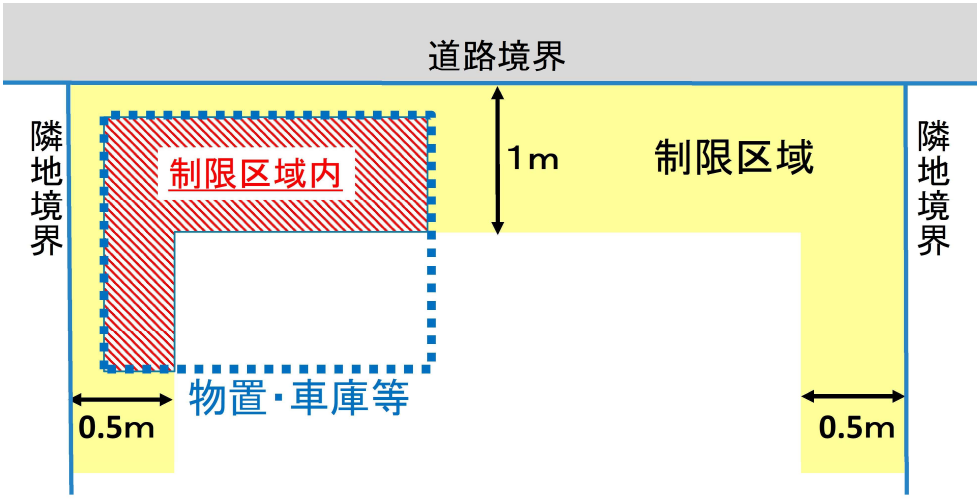
◆ 建築物（物置、車庫等を除く）の外壁は**道路境界から1.0m以上**、**隣地境界から0.5m以上**とします。



◆車庫・物置等を壁面位置の制限内に設置する場合

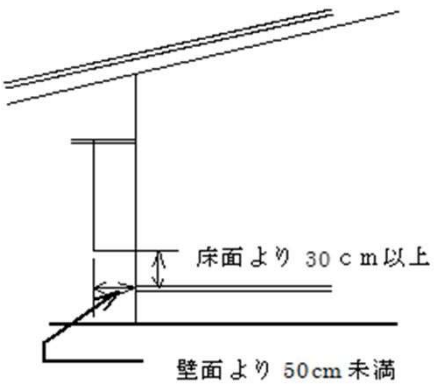
・ 外壁がある場合　制限あり
（軒の高さ2.5m以内、制限区域内１０㎡以内）

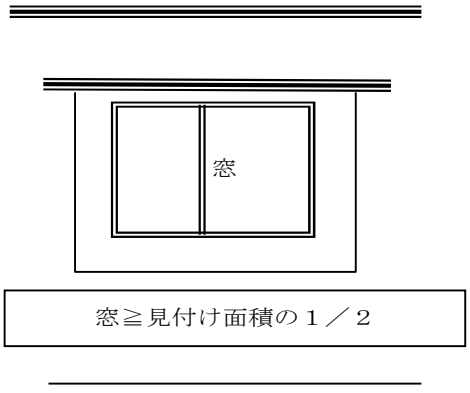
・ 外壁がない場合　制限なし



◆出窓の取り扱いについて

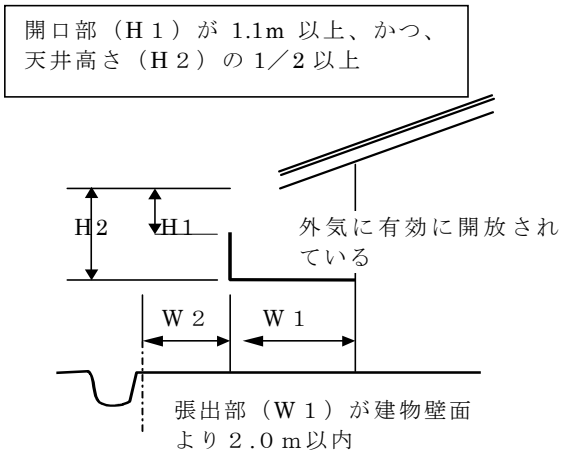
・ 下図の条件を満たしている出窓の場合は、建築物の壁面の位置の制限を超えることができます。



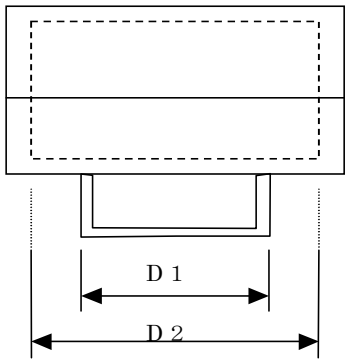


◆バルコニー、ベランダ、テラス等の取扱いについて

下図の条件を満足しているバルコニー等の場合は、建築物の壁面の位置の制限を越えることができます。
ただし、外壁のないバルコニー等（屋外階段も含む）は適用除外です。



道路境界線からバルコニー等の壁仕上面までの距離（W2）が 0.5m 以上



境界線等に面するバルコニー等の長さ（Ｄ１）が建築物の見付長（D2）の１／２未満

◆ごみ置き場設置に関する取扱いについて

・ 条例第６条の壁面の位置の制限を適用します。

・ 他法令等の規定を守るため土地利用上やむを得ない場合、構造が全て鉄筋コンクリート造で高さが１．２ｍ以下、又は、フェンス等の基礎に空洞ブロックを利用する場合の高さが道路等の敷地高から０．６ｍ以下で、透視率が５０％未満のフェンス等であっても基礎を含む全体の高さが１．２ｍ以下であれば、壁面後退距離の限度に満たない部分であっても設置が可能です。（ただし、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が、１０㎡以内とする。）

◆壁・支柱等が制限区域内に設置されない建築物（屋外広告塔）の取扱いについて

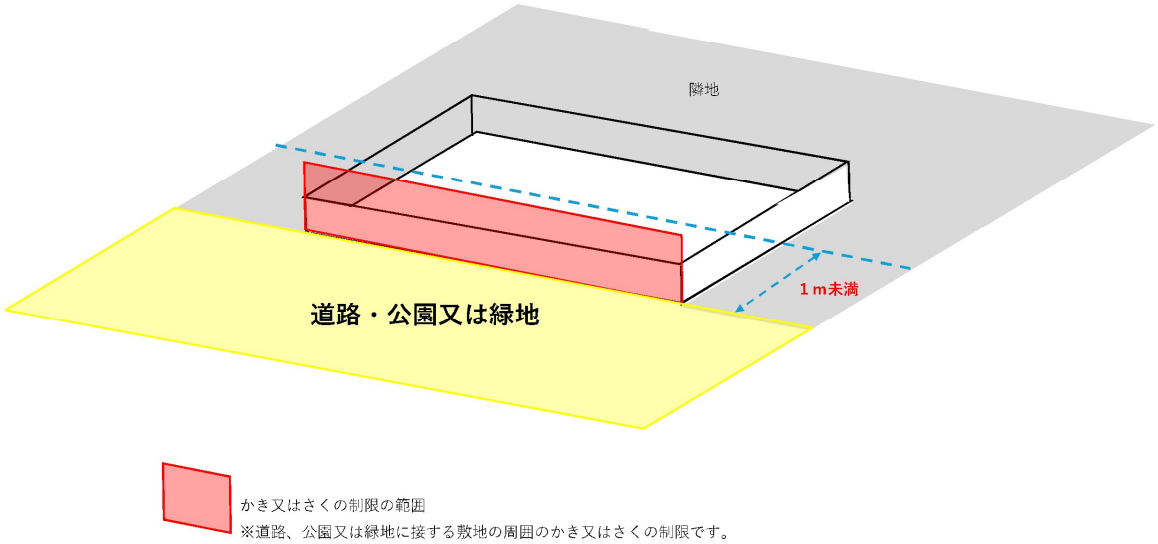
・ 壁・支柱等が制限区域内に設置されない建築物等については、構造物が上空で制限内にあっても適用除外とする。
なお、広告塔を設置する場合は、高さが路面から４ｍを越えるものは制限区域内に支柱等を設置してはならない。４ｍ以下の広告塔で、制限区域内で道路に面して縦断的に設置する場合は、その他の建築物と合わせて１０㎡を越えない範囲で許可するものとする。

③　かきまたはさくの構造の制限

・道路、公園又は緑地に接する敷地境界線から１ｍ未満に設置するかき又はさくは、生垣あるいは透視性（透視率５０％以上）のフェンス・鉄柵等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。

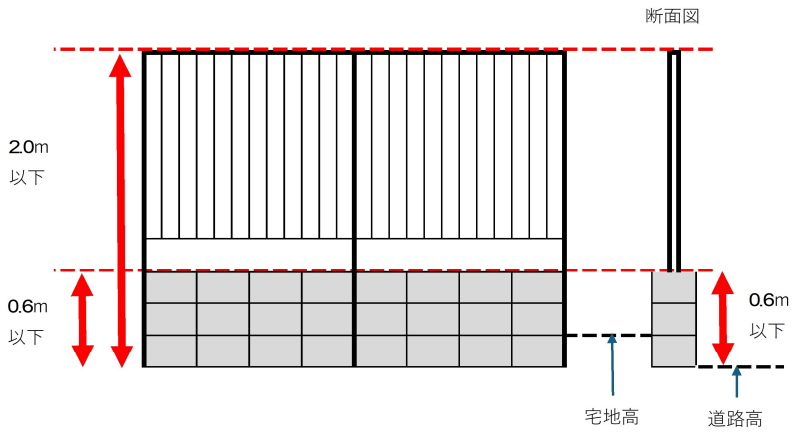
ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが０．６ｍ以下のもの又は門柱にあってはこの限りではない。

◆**道路境界線**（道路、公園又は緑地に接する敷地の周囲）**と並行な向きで１ｍ以内にかき又はさくを作る場合の制限**です。



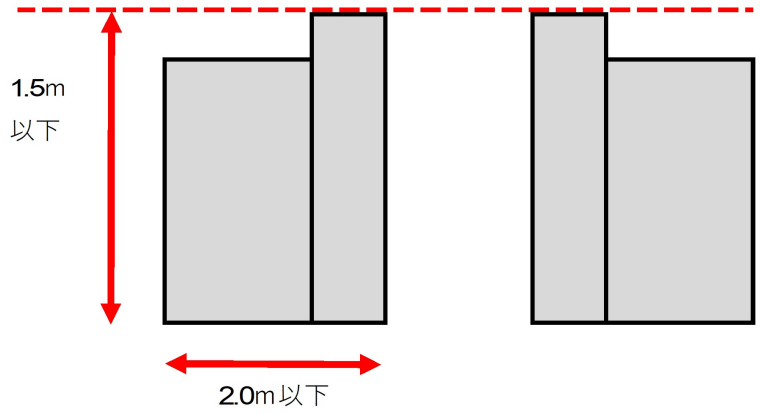
◆　設置可能な工作物

・　生垣 又は **透視率50%以上のフェンス等（基礎のブロックは0.6m以下）**

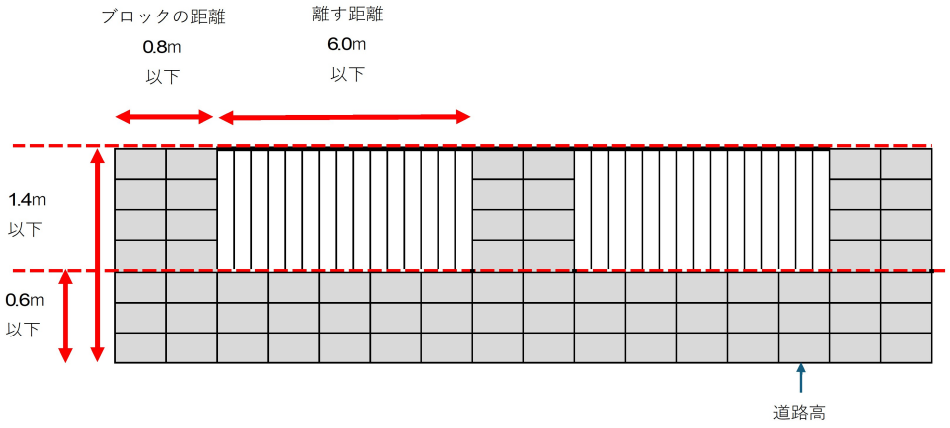


ゆとりある街並みにするため、高さは道路高より2.0m以下としてください。

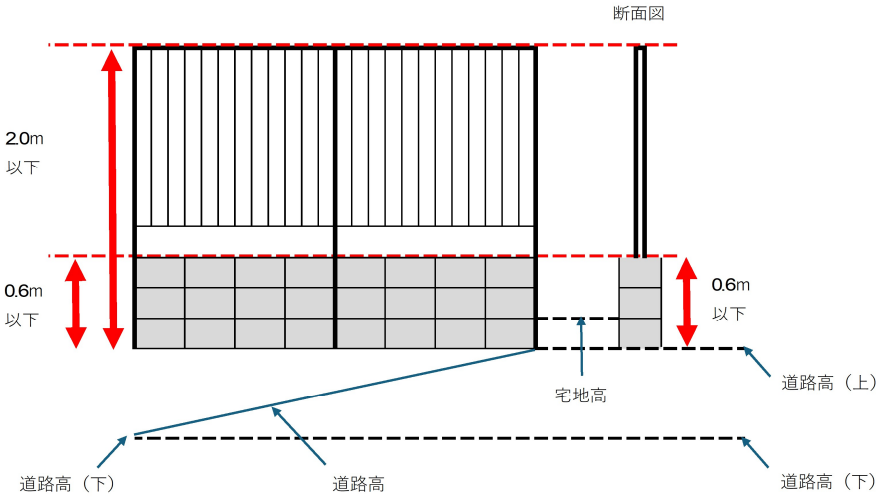
◆ 門塀は**高さ1.5m以下**、**長さ**（門柱及び門袖）は
左右それぞれ**2.0m以下**としてください。



◆ 外観を重視したブロック塀は高さ1.4m、
左右それぞれ0.8m以下を6.0m以上離してください。



◆ 急勾配の道路に接している敷地のフェンス基礎等として利用する空洞ブロックは、
上側の道路高から０．６ｍを超えないようにしてください。



建　築　制　限　早　見　表

例　　示	Ａ地区	Ｂ地区	Ｃ地区	Ｄ地区	Ｅ地区	備　　考
住宅､共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、５０㎡以下かつ建築物の延べ面積の２分の１未満のもの	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が 150 ㎡以下のもの	▲	○	○	○	○	▲:２階以下かつ業種に制限あり
店舗等の床面積が 150 ㎡を超え 500 ㎡以下のもの	▲	○	○	○	○	
店舗等の床面積が 500 ㎡を超え 1500 ㎡以下のもの		○	○	○	○	
店舗等の床面積が 1500 ㎡を超え 3000 ㎡以下のもの			○	○	○	
店舗等の床面積が 3000 ㎡を超えるもの				○	○	
事務所等の床面積が 150 ㎡以下のもの		○	○	○	○	
事務所等の床面積が 150 ㎡を超え 500 ㎡以下のもの		○	○	○	○	
事務所等の床面積が 500 ㎡を超え 1500 ㎡以下のもの		○	○	○	○	
事務所等の床面積が 1500 ㎡を超え 3000 ㎡以下のもの			○	○	○	
事務所等の床面積が 3000 ㎡を超えるもの				○	○	
ホテル、旅館						
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				○	○	
カラオケボックス等				○	○	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等				○	○	
劇場、映画館、演芸場、観覧場					○	
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等						
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	
病院	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	
自動車教習所				○	○	
単独車庫（付属車庫を除く）	▲	▲	▲	▲	○	▲:２階以下 300 ㎡以下
建築物付属自動車車庫	▲1	▲2	▲2	▲2	○	▲1：２階以下、3000 ㎡　▲2：２階以下
倉庫業倉庫					○	
畜舎（１５㎡を超えるもの）				○	○	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が５０㎡以下	▲	○	○	○	○	▲2 階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		▲	▲	▲	○	▲：50 ㎡以下
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場					○	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場					○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場						
自動車修理工場		▲	▲	▲	○	▲：50 ㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設		▲1	▲2	○	○	▲１：２階以下、1500 ㎡以下 ▲２：3000 ㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設					○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設					○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設						
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	**都市計画決定が必要**					

○	建てられる用途
	建てられない用途
▲	面積等制限あり

※本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

新築や増改築等の際の手続き

地区計画区域内で建築物等を新築・増改築などの行為を行う際には、次のような届出が必要となります。

①. 届出の必要な行為

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更

②. 届出の時期及び届出先

- 時　期　　工事着手日の 30 日前までに届出が必要です。
 なお、建築確認を必要とする行為は、建築確認申請前に届出てください。
- 届出先　　知立市長（知立市都市整備部都市計画課）
 〒472-8666　知立市広見三丁目１番地
 TEL　０５６６－９５－０１２９（直通）

③. 届出の内容

・　行為の種別　　・　行為の場所　　・　着手の予定日　　・　完了予定日
・　設計又は施行方法

④. 届出書等の様式（他地区の地区計画区域と共通の様式です。市ＨＰに掲載してあります。）

- 地区計画の区域内における行為の届出書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第１号様式
- 地区計画の区域内における行為の変更届出書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第２号様式
- 地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書‥‥第３号様式
- 同意書（現場立入調査のため）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第４号様式
- 地区計画の区域内における行為の着手届‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第５号様式
- 地区計画の区域内における行為の完了届‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第６号様式

 なお、第３号様式については、第１号様式の副本として取扱い受理後、審査適合の際に適合通知書にかわるものです。

⑤. 届出方法

- 第１号様式（正本）及び第３号様式（副本）、次に掲げる図面を各１部ずつ添付（第４号様式の同意書も必要です。）してください。
- 変更届出については、第２号様式及び第３号様式（副本）に図面を各１部ずつ添付（第４号様式の同意書も必要です。）してください。
- 第５号様式（着手届）については、工事着手日までに提出してください。
- 第６号様式（完了届）については、工事完了後１週間以内に提出してください。

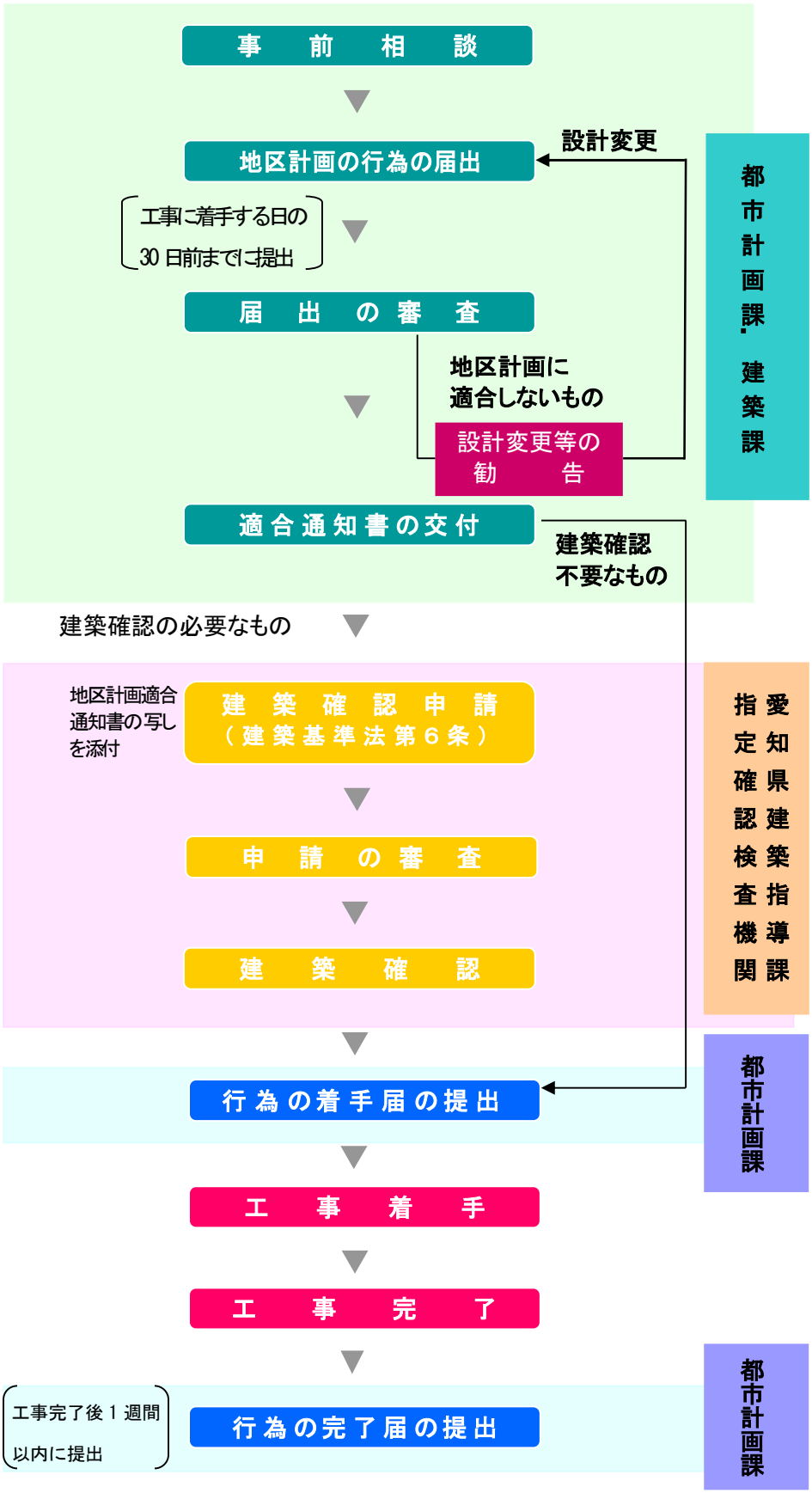
添 付 図 面

行為の種別	図面	縮尺	備考 (明示する内容等)
土地の区画形質変更	付近地見取図		方位、施行箇所
	配置図	1／100以上	方位、地名、境界等
	縦横断面図	1／100以上	
	公図の写し		
	土地使用承諾書		建物所有者と土地所有者が異なる場合は、添付
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更	付近地見取図		方位、施行箇所
	配置図	1／100以上	方位、地名、境界等 ・敷地内における建築物・工作物の位置を表示すること ・地区計画による壁面後退線、有効後退距離を示すこと ・よう壁、垣または柵等の設置がある場合は明示すること
	立面図 (2面以上)	1／100以上	・建築物または工作物の立面図(高さを明示。工作物の場合は構造等を明示)
	平面図 (各階平面図)	1／100以上	・建築物の各階の平面図
	その他、地区計画の内容が判断できる図面等		・フェンス等を設置する場合はパンフレット等の写し ・敷地面積、建築面積、延べ床面積を確認できるもの(配置図などに記載も可)
	公図の写し		
	全部事項証明書 (登記簿)の写し		
	同意書		
	土地使用承諾書		建物所有者と土地所有者が異なる場合は、添付

(注)　上記添付図面のほかにも必要があると思われる図面の提出を求めることがあります。

地区計画区域内における
行為に関する事務手続き手順

地区計画に基づく行為を行う場合



提出先及び問い合わせ

地区計画等の内容に関して、ご相談がありましたら下記までお問合せください。

地区計画に関すること

知立市役所　都市整備部都市計画課　都市企画係
電　話　０５６６－９５－０１２９　内線４１１・４１２
ＦＡＸ　０５６６－８３－１１４１
〒４７２－８６６６　知立市広見三丁目１番地

建築に関すること

知立市役所　建設部建築課　建築係
電　話　０５６６－９５－０１２８　内線４５６・４５７
ＦＡＸ　０５６６－８３－１１４１
〒４７２－８６６６　知立市広見三丁目１番地

発　行：知立市都市整備部都市計画課

発行日：令和　８年１０月（第 11 版）
平成２４年　４月（第 10 版）
平成２１年　４月（第９版）
平成２１年　２月（第８版）
平成２０年１１月（第７版）
平成１９年　２月（第６版）
平成１５年　７月（第５版）
平成１４年　８月（第４版）
平成１２年　１月（第３版）
平成　９年１０月（第２版）
平成　６年　５月（第１版）